

事務連絡  
令和6年4月9日

(別記) 事業者団体及び関係団体

国土交通省  
不動産・建設経済局建設業課

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応について

転嫁対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。その取引環境の整備の一環として、昨年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「指針」という。）が策定されています。

指針においては、公正取引委員会による特別調査の結果として、総合工事業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、技術サービス業等が、特に対応が必要とされる業種（以下「特定業種」という。）とされているところです。

このため、これまで、国土交通省不動産・建設経済局からこれらの業種に該当する関係業界団体の皆様宛に、同年12月27日事務連絡及び本年1月29日連絡（以下「1月事務連絡」という。）により、指針の周知に加え、指針への対応として、団体単位の「自主行動計画」及び会員企業単位の「パートナーシップ構築宣言」の策定・見直し等について、重ねて依頼させていただいているところです。

このうち、会員企業への周知については、これまでに、当局関係特定業種の全団体会で対応完了となっているところ、ご協力に厚く感謝申し上げます。

今般、3月13日に行われた政労使の意見交換の場において、岸田総理より、「労務費の価格転嫁の強化に向けて、特定業種について、自主行動計画の実施状況の把握、策定・改定等について加速が必要不可欠」との趣旨の発言がありました。

【政労使の意見交換 参考 URL】

<内閣官房 HP>、<首相官邸 HP>

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/seiroushi/dai4/gijisidai.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/seiroushi/dai4/gijisidai.html)

[https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202403/13seiroushi.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202403/13seiroushi.html)

併せて、3月25日には、指針の公表等を踏まえ、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づき経済産業大臣が定める「振興基準（※）」が改正されました。これを受け、パートナーシップ構築宣言の「ひな形」についても、「指針に基づく行動を適切にとった上で取引価格を決定すること」などを明記する形で、同日付で改正されたところ、新しいひな形（以下「新ひな形」という。）での宣言の策定や見直しについて、別途、当局からも、4月8日付で、中小企業省と連名で関係業界団体宛、周知をしたところです。

※振興基準：下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準

【パートナーシップ構築宣言「新ひな形」HP（経済産業省）】

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240325003/20240325003.html>

これらの状況等も踏まえ、重ねての依頼で恐縮ですが、特定業種に該当する各団体におかれては、1月事務連絡の趣旨等も踏まえ、指針への対応、課題の把握とそれを踏まえた対策について、【別紙】のとおり取組を実施いただき、フォローアップに対応いただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

その際、前述の総理発言にもあるように、労務費の価格転嫁の強化に向け、まずは、指針の内容を反映した団体単位の自主行動計画の策定・見直しについて、スピード感を持って対応していく必要があることから、同取組【①（i）】を6月末までに完了することについて、特に優先して取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【参考】

政府においては、指針の実効性を高めていく観点から、労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議が本年1月に設置されており、3月19日の第二回会議では、特定業種における本指針への対応の取組状況が議題となっています。

- 第二回労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議（令和6年3月19日）

<配布資料> ※資料1 p6に当局関係特定業種の取組状況

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/wgkaisai/roumuhitenka\\_dai2/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/wgkaisai/roumuhitenka_dai2/index.html)

<議事要旨>

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/wgkaisai/roumuhitenka\\_dai2/gijiyousi.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/wgkaisai/roumuhitenka_dai2/gijiyousi.pdf)

お願いしたい取組、期限及びフォローアップ予定

※お願いしたい取組内容は「1月事務連絡」と同様

**① 自主行動計画、パートナーシップ構築宣言の策定等**（指針への対応）

【お願いしたい取組】

(i) 指針の内容に沿った対応について盛り込んだ団体単位の「自主行動計画」の策定・見直し

(ii) 指針の内容に沿った対応について盛り込んだ会員企業単位の「パートナーシップ構築宣言」の策定・見直しの呼びかけ ※新ひな形を参考のこと。

【期限】

(i) 終了していない団体は速やかに。遅くとも6月末までに完了

<特に優先して実施>

(ii) 可能な限り6月末

【国土交通省によるフォローアップ予定】

(i) (ii) 共に

・5月中～下旬に、6月末時点の実施状況（予定含む）を集計予定

**② 「12の行動指針」に対応する取組の実施**（課題の把握とそれを踏まえた対策）

【お願いしたい取組】

(i) 指針における「12の行動指針」に沿わないような行為の状況について把握・集計する取組（貴団体にて連絡窓口の設置等）の検討

(ii) (i)の窓口等を通じて状況を把握

(iii) (ii) で把握された状況に対し団体として対応する取組などの検討

【期限】

(i) 終了していない団体は速やかに

(ii) 5月末（随時）

(iii) 6月末

【国土交通省によるフォローアップ予定】

(i) 5月中～下旬に、6月末時点の実施状況（予定含む）を集計予定

(ii) 5月中～下旬に、それまでに把握している状況を集計予定

(iii) 5月中～下旬に、6月末時点の実施状況（予定含む）を集計予定

(本件問い合わせ先)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 仕切、瀬口

電話：03-5253-8111(内線 24-757、24-758)

【別記】送付先団体

- (一社) 全国建設業協会
- (一社) 日本道路建設業協会
- (一社) 日本埋立浚渫協会
- (一社) 全国中小建設業協会
- (一社) 日本造園建設業協会
- (一社) 日本機械土工協会
- (一社) 日本造園組合連合会
- (一社) 日本建設業経営協会

全国浚渫業協会

- (一社) 全国建設産業団体連合会
- (一社) 日本運動施設建設業協会
- (一財) 中小建設業住宅センター
- (一社) 日本ツーバイフォー建築協会
- (一社) 日本木造住宅産業協会
- (一社) 日本在来工法住宅協会
- (一社) 日本建設業連合会
- (一社) マンション計画修繕施工協会
- (一社) 樹脂舗装技術協会
- (一社) JBN・全国工務店協会
- (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会